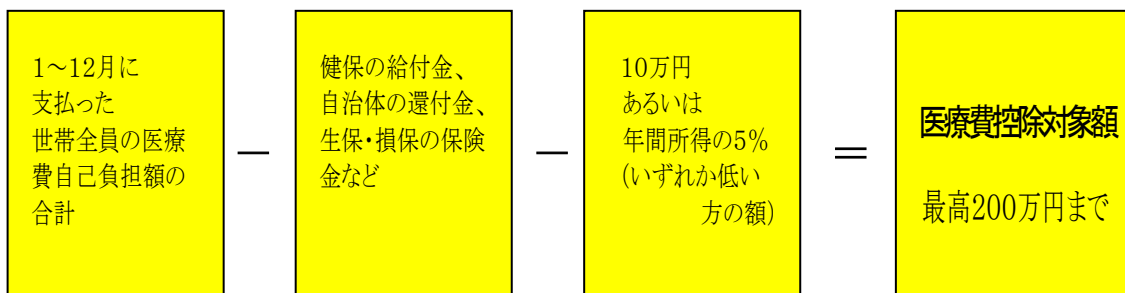


医療費控除について

医療費控除は、1年間(1～12月)に支払った医療費の総額が1世帯で10万円(あるいは年間所得の5%のいずれか低いほうの額)を超えると、超えた額が年間所得から控除され税金の一部が戻ってくる制度です。

■医療費控除対象額の計算方法



(注)実際に戻ってくる税金は、課税所得額によって違いますが、医療費控除対象額の約1～2割です。

■控除の対象となる医療費の範囲

医療費控除の対象となるのは、主として次のようなものです。

対象となるもの	備 考
医療費の自己負担分	病気やケガで自己負担した医療費のうち、健保の給付金(高額療養費・一部負担還元金・家族療養附加金等)を差し引いた額。
保険対象外の医療費	歯科診療の材料差額、入院時の差額ベッド代など。
入院時の食事の自己負担分	
お産に要した費用	出産費用の総額から健保の給付金(出産育児一時金・出産育児附加金等)を差し引いた額。
薬局で購入した医薬品の代金	健康保持のためのビタミン剤などは除く。
通院費	通院のための交通費や医師送迎のためのタクシー代など。
その他	その費用が妥当と認められる場合。

★上記いずれの場合も、健保の給付金、自治体の還付金、生保・損保の保険金などを差し引いた額で、「自己負担した医療費の総額」です。

■控除の対象とならないもの

医療費控除の対象となる医療費は、健康保険で扱う医療費よりも範囲は広いのですが、次のようなものは対象になりません。

健康診断や人間ドッグ、美容整形の費用、近視・遠視・老眼用メガネ、コンタクトレンズの購入代金(20歳未満で、矯正視力が0.3未満の弱視の場合は除く)など。

■医療費控除の手続き

毎年、2月16日から3月15日までに居住地の税務署で確定申告します。
医療費控除の詳細については税務署へお尋ねいただくか、国税庁のホームページをご確認ください。

国税庁のホームページはこちら⇒<https://www.nta.go.jp/>

■医療費通知書

健康保険分の自己負担額については、令和5年12月診療分以前のものを希望する方は健康保険組合宛ご連絡をお願いいたします。

令和6年1月診療分以降の診療月分につきましてはWEB医療費通知システム
(<https://www.e-kakushin.com/login/>)より印刷いただくか、マイナポータルよりご確認ください。

マイナポータルでは2月9日より前年1月診療分～12月診療分までの医療費情報をご覧いただけます。マイナポータル連携を利用し医療費控除の申告をおこなうこともできますので、ぜひご利用ください。

ログイン方法について⇒[\(わたしの情報 / わたしの情報を取得する | 使い方\)](#)

医療費情報の確認方法について⇒[マイナポータル医療費情報の使い方](#)